

移動間仕切（スライディングドア）

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象とした移動間仕切は、標準仕様書 20 章 2 節に規定する移動間仕切とし、主として一般庁舎用としている。

2. 品質・性能等

(1) 材質等

規定された主要資材の材質および資材メーカーから製造所への納入ルートを確認している。

| 項目 | 材質等 |
|-------------|---|
| パネル、ハンガーレール | JIS A 6512 (2007)「可動間仕切」の表 9 又はこれと同等以上の品質性能を有し、かつ接触腐食を起こさないもの又は防食処理を施したものとする。 |

(2) 品質等

(イ) 外観は、JIS A 6512 に規定する 5. 要求事項 a) ～ c) の規定との整合性を確認している。

(ロ) 寸法は、製造所におけるパネルの製作寸法の許容差およびパネルの製作最大寸法を確認している。

(ハ) 化学物質を放散する資材（ホルムアルデヒド等）は、以下の内容を確認している。

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| パネル、ドアパネル | 1. 合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙は、ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とすること。 2. 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。 |
| 接着剤 | フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、極めて少ないものとする。 |
| 塗料 | ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、極めて少ないものとする。 |

移動間仕切（スライディングドア）

（３）性能

性能は、以下の内容を、**実施要領**に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

| 項 目 | | 品 質 ・ 性 能 |
|-------------------------------|---------------|--|
| パネルの操作性 | | 普通パネル 初動力 98N 以下 |
| 耐衝撃性 | 質量 50 kg 衝撃試験 | 1. 構造部材の折れ・曲りの異常がなく、表面の割れ、はがれのないこと。 2. 接天・接床部が外れないこと。また、多少のずれがあっても、圧接装置の調整で元に戻せること。 |
| 遮音性能 | | JIS A 6512 に規定する透過損失単位に基づく区分ごとに、500Hz の音について透過損失の規定値に適合すること。 |
| パネル圧接装置の耐久性 | | 固定・解除を 7,500 回繰返す耐久試験を実施し、異常がないこと。 |
| レールの耐久性 | | レールは、普通パネルで吊り車の通過回数が、30,000 回以上で異常がないこと。 |
| 吊り車の耐久性 | | 吊り車は、走行距離 60 km で、操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないこと。 |
| 吊りボルトの引張強度 | | 1 本にかかる荷重の 15 倍以上の引張強度があること。 |
| ランナー（吊り車、吊りボルトおよびパネル接合部）の引張強度 | | 引張り試験を実施し、普通パネル重量の 5 倍の荷重を、パネル 1 枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があること。 |

注）上記のうち、パネルの操作性、耐衝撃性、パネル圧接装置の耐久性、レールの耐久性および吊り車の耐久性は、一般社団法人 文教施設協会「学校間仕切研究会」のスライディングウォール性能基準に準拠している。

3. 試験方法

- （１）パネルの操作性試験、パネル圧接装置の耐久性試験、レールの耐久性試験および吊り車の耐久性試験は、（一社）文教施設協会「学校間仕切研究会」のスライディングウォール性能基準「7. 試験」による。
- （２）衝撃試験は、JIS A 6512 の試験方法による他、別途定めている。
- （３）遮音性能試験は、JIS A 1416（2000）「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に規定する試験方法又は JIS A 1441-1（2007）「音響－音響インテンシティ法による建築物及び建築部材の空気音遮断性能の測定方法－第 1 部：実験室における測定」による。
注）遮音性能については、社内試験成績書によることができる。
- （４）吊りボルトの引張強度試験は、JIS B 1051（2014）「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－強度区分を規定したボルト、小ねじ及び植込ボルト－並目ねじ及び細目ねじ」による。
- （５）ランナーの引張強度の試験は、別途定めている。